

地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 342 号

(地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程の一部を改正する規程)

第 1 条 地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程(平成 18 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (平成 20 年規程第 92 号) (報酬の特例)</p> <p>2 理事長及び副理事長の基本給の額は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において、第 4 条の規定にかかわらず、同条に定める額から、100 分の 2 に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>附 則 (平成 23 年規程第 160 号) (報酬の特例)</p> <p>3 地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程を改正する規程(平成 20 年規程第 92 号)附則第 2 項の適用にあたっては、「平成 31 年 3 月 31 日」とあるのは「理事長が別に定める日」と、「100 分の 2」とあるのは「理事長にあっては、その 100 分の 14、副理事長にあっては、その 100 分の 6」と読み替えて適用する。</p>	<p>附 則 (平成 20 年規程第 92 号) (報酬の特例)</p> <p>2 理事長及び副理事長の基本給の額は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間において、第 4 条の規定にかかわらず、同条に定める額から、100 分の 2 に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>附 則 (平成 23 年規程第 160 号) (報酬の特例)</p> <p>3 地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程を改正する規程(平成 20 年規程第 92 号)附則第 2 項の適用にあたっては、「平成 30 年 3 月 31 日」とあるのは「理事長が別に定める日」と、「100 分の 2」とあるのは「理事長にあっては、その 100 分の 14、副理事長にあっては、その 100 分の 6」と読み替えて適用する。</p>

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 28 日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構役員報酬等規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。